

く報道発表資料>

県民生活部 文化振興課 総務・財団担当 清水、慶田 直通 048-830-2878

内線 2878

E-mail: a2875-02@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:募集

令和7年10月15日

「彩の国さいたま芸術劇場」及び「埼玉会館」の ネーミングライツについて、愛称の命名権者を再公募します!

埼玉県では芸術性の高い舞台芸術作品の提供や県民の文化芸術活動に対する支援等を行うため、「彩の国さいたま芸術劇場」及び「埼玉会館」を設置しています。 このたび、両施設のネーミングライツについて、愛称の命名権者を再公募します。

1 対象施設

(1) 彩の国さいたま芸術劇場

所 在 地 埼玉県さいたま市中央区上峰3-15-1 施設概要 大ホール、小ホール、音楽ホール、映像ホール、けいこ場等 指定管理者 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

(2) 埼玉会館

所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4

施設概要 大ホール、小ホール、展示室、会議室等

指定管理者 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

2 募集概要

- (1) 応募資格 愛称の命名権者として県と契約締結を希望する法人その他団体 又はそれらにより構成されたグループ
- (2) 契約希望期間 令和8年3月1日から令和12年3月31日まで
- (3)契約希望額 消費税及び地方消費税を除き、会計年度ごとに、彩の国さいたま芸術劇場 7,070,000円以上埼玉会館 7,070,000円以上

(4) 募集期間 令和7年10月15日(水曜日)から 令和8年 1月14日(水曜日)まで ※上記募集締切後に命名権者の決まらなかった施設は随時募集 とし、次回の締切(令和8年4月中旬予定)後に命名権者を選 定する。

3 その他

- ■詳細な募集の条件や施設概要については、以下の URL をご覧ください。
 - (1) 彩の国さいたま芸術劇場

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/naming-rights-gekijo.html

(2) 埼玉会館

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/naming-rights-kaikan.html

■「彩の国さいたま芸術劇場」及び「埼玉会館」の、どちらか一方又は両施設に申し込 みすることができます。